

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成29年6月30日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成29年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

森谷 忠造 (もりたに ちゅうそう)

大見 昌弘 (おおみ まさひろ)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H29.6.30

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
1	意見	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市石の民俗資料館友の会）	P145 P281	創造都市推進局 文化財課	H29.6.8

監査実施年度 平成28年度

監査テーマ 上下水道事業に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
2	指摘	領収書の管理について	P108	上下水道局 お客さまセンター	H29.6.9
3	意見	業務委託の適否について	P109		
4	意見	口座振替の促進について	P109		

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成24年度 / 高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体が行う契約は市に準拠するなどの規程化と一定額以上の支払に係る承認について（高松市石の民俗資料館友の会）	
意見の内容	<p>団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規定化が望まれる。</p> <p>また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。</p> <p>また、10万円など、一定額以上の支払が予定される場合、契約（発注）以前に承認を得る制度とすることが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P145 P281	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月8日
所管課等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年5月7日に開催された、平成29年度高松市石の民俗資料館友の会総会において、同会処務規程を改正し、支出及び契約事務については、原則として支出伺により決裁を受けた上で行うこと、また、契約については、高松市に準じた方法により行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	領収書の管理について	
指 摘 の 内 容	宿直用の領収書の連番管理及び汚損処理について確認したところ、汚損領収書自体は、不正に再利用ができないよう処理されているが、一覧管理する箇所への転記誤り及び記載漏れが発見された。汚損領収書を管理するのは、不正な領収書の発行がないことと、すべての現金入金が入金処理されていることを確認するためのものであるため、その手順及び目的の周知徹底を行い、汚損領収書の番号については網羅的に記載することが必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P108	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu28/ho0220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年6月8日
所 管 課 等	上下水道局 お客さまセンター
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、平成29年2月20日の監査結果の通知を受けた後、記載誤り等の箇所を修正した。</p> <p>また、平成29年5月31日及び同年6月1日に実施した「平成29年度基礎実務Ⅱ研修（宿日直現場従事用務研修）」において、宿日直業務従事者に対し、汚損領収書の適正な管理について、改めて周知徹底を図るとともに、宿日直者から領収書綴の引継ぎを受ける際には、お客さまセンター担当者が点検を実施することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	業務委託の適否について	
意見の内容	<p>市上下水道局が委託している会社の営業所について、不適正検針処理の報道があり、同社のホームページに関係者への謝罪及び再発防止についての記事が掲載されていることから、この件に関して対応状況のヒアリングを行った。</p> <p>市上下水道局は、当該委託会社より当該不正の経緯及び今後の対応等について文書での提出を受け、同局としても同様の検針業務の不正等事例がないかどうかについて、全市域を対象に再確認するよう指示しているとのことであった。</p> <p>今後、当該委託会社の業務の適切性の評価等を実施し、同社への業務委託の適否を検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P109	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu28/ho0220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月9日
所管課等	上下水道局 お客さまセンター
措置結果	<p>本件意見については、当該委託会社から、不正の経緯及び今後の対応等の報告を受け、同社高松事務所（上下水道局料金センター）において、同様の不正事例等の有無を調査するよう指示していたところ、平成29年1月13日付けで、その結果等に関する報告書が提出された。</p> <p>同報告書によると、①「滞納整理業務における給水停止対象者の対応状況」、②「閉栓業務における閉栓時指示数の確認」、③「検針業務における使用水量等異常調査リストの確認」、④「社員を対象とした個別面談の実施」の4項目について、内部調査を実施したところ、いずれも適時・適切に実施されており、今後も業務履行に際しては、厳格なチェック体制の下、適正な業務処理を行い、信頼回復に努めることとするとの内容のものであった。</p> <p>以上を踏まえ、不適正な処理等はなかったと判断するものの、今後とも、当局は、委託業務の管理責任があることを認識し、定期並びに随時、業務の履行状況を確認するとともに、不適正な処理事案が発生しないよう継続的な防止策を講ずることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	口座振替の促進について	
意見の内容	<p>口座振替制の方が納付制よりも収納率が高いことや、現金管理に必要な事務を効率化する観点から、納付制を口座振替制へ変更することをさらに推進すべきである。</p> <p>また、口座振替利用者への割引制度は、他の市町村の例も少なく、利用者にとっては有利であることから、さらに周知していくことで理解が進むと考えられる。</p>	
報告書該当 ページ	P109	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu28/ho0220.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月9日
所管課等	上下水道局 お客さまセンター
措置結果	<p>本件意見については、口座振替の促進策の一環として、口座振替割引制度の認知度向上を図るため、平成29年度では、同制度の内容を、ケーブルテレビ市政情報番組やFMラジオの番組を通じ通年広報するほか、上下水道局広報紙「みんなの水 第86号（平成29年5月15日発行）」への掲載や水道料金等納付書に記載することにより、幅広い年齢層の利用者への周知に努めることとした。</p>